

# 小松島市有機農業実施計画

令和5年2月

小 松 島 市

## 【目次】

第1	はじめに	
1	計画策定の趣旨	2
2	有機農業の定義	3
3	有機農業の現状と課題	3
4	市実施計画の位置づけ	4
第2	有機農業の推進に関する事項	
1	目標の考え方	5
2	市実施計画の対象期間	5
3	令和9年度（5年後）までに目指す目標	5
第3	有機農業の各段階における推進の取組	
1	調達	6
2	生産	6
3	加工・流通	7
4	消費	7
第4	取組の推進体制	
1	有機農業の推進体制の整備	8
2	有機農業者等の意見の反映	8
第5	資金計画	9
第6	本事業以外の関連事業の概要	9
第7	みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について	10
第8	その他（達成状況の評価、取組の周知等）	10
	（別紙）用語説明	11

# 小松島市有機農業実施計画

令和5年2月17日

## 第1 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

有機農業は、自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境負荷の低減や、生物多様性の保全に資するものであり、昨今のSDGsへの世界的な関心や食の多様化、地産地消、食育の観点からも、有機農業に対する消費者の期待が高まっています。

国においては、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号（以下「みどりの食料システム法」という。））を制定し、その基本方針（「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号））の中で、2030年までに有機農業の取組面積を6.3万haへ拡大すること等を目標としています。

また、徳島県においても、令和4年度策定予定の「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」にて、有機農業を推進する方針を掲げています。

本市の農業は、勝浦川、那賀川の両流域に広がる肥沃な土壌と恵まれた気象条件のもと、水稻を主体に施設園芸や畜産、山間丘陵地帯での果樹など多様な農業生産を展開しています。関西圏に近いという立地条件から、都市部の消費者ニーズの高い「安全・安心」な農産物の提供が求められています。

一方、農業者の高齢化、担い手不足、自然災害の増加、生産資材の高騰及び農産物価格の低迷など、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

このような中、需要の高まっている有機農産物について、生産から流通、加工、消費までの一貫した地域ぐるみの取組を推進し、安定した農業生産ができる体制づくりに取り組む必要があります。

そこで、農業者、農業協同組合、行政等で構成する「小松島市生物多様性農業推進協議会」（以下「協議会」という。）を平成22年3月に設立し、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、有機農業や生物多様性農業を推進し、持続可能な地域循環型農業の発展をめざした取組を行

っています。また、平成22年9月にNPO法人とくしま有機農業サポートセンターが運営する有機農業の学習施設である「小松島有機農業サポートセンター」が設立されました。

このような背景を踏まえ、平成24年2月に「小松島市有機農業推進計画」、平成28年3月に「小松島市有機農業推進計画（第2期）」を策定し、有機農業や環境に配慮した農業への取組を一層促進しつつ、有機農業が本市農業の一翼を担うよう努めてきたところです。

そして令和元年度から新たな計画の策定に向けた準備を進め、この度「小松島市有機農業実施計画」（以下「市実施計画」という。）を策定しました。本市は椎茸の廃菌床をはじめとする未利用の有機質資源が豊富にあり、資源循環機能を発揮する有機農業を行うのに適した環境にあります。市実施計画ではその環境を最大限活用し、有機農業における栽培技術の開発・普及や有機農業者等への支援、市民の理解・関心の増進等、有機農業を推進するための条件整備に取り組み、高品質で多収穫な有機農産物を栽培する農業者の経営安定化を促進します。

また、有機JAS認証の取得に限らず、食味や栄養価、抗酸化力等の機能性の向上を目指す実質的な有機農業に取り組む農業者の、自然循環機能の増進、環境負荷の大幅な低減、生物多様性の保全等といった有機農業の有する多面的機能を活かしていく取組を幅広く支援します。

## 2 有機農業の定義

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号（以下「有機農業推進法」という。）第2条の規定に準じ、市実施計画における有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義します。

## 3 有機農業の現状と課題

### （1）現状

環境保全型農業直接支払交付金事業において、有機農業の取組を行う市内農業者は、令和3年度末現在で28経営体となっています。また、有機JAS認証について下記（2）⑤の課題から、有機JAS認証を取得せずに実質

的に有機農業に取り組んでいる生産者が多い状況です。

また消費者の関心は、有機農産物の安全・安心に加え、より良い食味や高い栄養価、抗酸化力等を持つ機能性野菜へ注目が集まりつつあります。

## (2) 課題

生産面では、以下のことが課題として挙げられます。

- ①施肥・土づくりに生産コストが多くかかること。
- ②雑草除去作業等の労力が多くかかること。
- ③病害虫などの対策に労力を要すること。
- ④生産物に対する適切な販売価格の設定と販路開拓が難しいこと。
- ⑤有機 JAS 認証の取得・維持にかかる費用や手間と比較して、それ以上の収益を得られるかどうか不確実であること。

消費面では、以下のことが課題として挙げられます。

- ①有機農業が環境への負荷を大幅に低減するなどの機能を持つことへの理解が進んでいないこと。
- ②有機農産物及び有機農産物を使用した食品への注目は高まっているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行やウクライナ情勢、円安による影響で輸入農産物及び食品の価格が上昇していること。

上記理由により、有機農業により生産される農産物は必ずしもコストに見合った価格では販売できていない等の状況もあり、生産拡大につながらない要因の一つになっています。

## 4 市実施計画の位置づけ

本実施計画は、「みどりの食料システム法（基本方針）」及び「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」を踏まえたうえで、「小松島市第6次総合計画」に基づき、市が推進する有機農業の基本的な考え方や施策、今後5年間に実施する具体的な取組等を示すものです。

## 第2 有機農業の推進に関する事項

### 1 目標の考え方

本市の有機農業の現状と課題を踏まえ、みどりの食料システム法に定める「基本方針」に即し、農業者の意向に配慮しつつ、農業者が有機農業に取り組みやすくすることを目標とします。

### 2 市実施計画の対象期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、国や県の基本方針等の見直し、有機農業を取り巻く情勢の変化により、必要に応じた見直しを行います。

### 3 令和9年度（5年後）までに目指す目標

#### (1) 水稻の有機農業取組面積の拡大

【令和3年度：約37.4haから令和9年度：約47.4ha以上】

#### (2) 有機農業に取り組んでいる経営体数の増加

【令和3年度：28経営体から令和9年度：33経営体以上】

#### (3) 環境保全型農業直接支払交付金に係る確認手法として、国際的に行われている有機農業の実施として導入されているPGSを参考とした相互確認

【令和3年度：0件から令和9年度：2件以上】

※(1)～(2)は、環境保全型農業直接支払交付金の申請を基準とする。

また、徳島県が策定する「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」及び東とくしま農業協同組合が策定する「地域農業戦略3ヵ年計画」においても、本市が関わる目標について本計画の目標と同等の意識をもって、達成のための協力を行います。

### 第3 有機農業の各段階における推進の取組

#### 1 【調達】

- (1) 市内の未利用有機質資源を原料とするたい肥等の生産施設の整備を促進します。必要な支援策については、関係機関等とも連携・協力し、情報共有に努めます。
- (2) 徳島県内で生産されたたい肥について、資源循環型農業の確立に向けた積極的な活用を促進します。
- (3) 農業者へ土壌診断に基づく施肥設計を推進し、たい肥等の適正施用を行う土づくりを拡大します。

#### 2 【生産】

- (1) 有機農業の技術取得を希望する新規就農者に対して、「とくしま有機農業サポートセンター」への研修相談や情報提供等を行い、その後の本市への定住促進に努めます。
- (2) 有機農産物の栽培のために、新たな農地が必要になった場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じて農地の情報提供を行います。
- (3) 各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催を行い、高品質・多収穫・高栄養価を実現するBLOF理論に基づく栽培方法を中心とした提案を行います。
- (4) 慣行栽培からネオニコチノイド系農薬の不使用、特別栽培、有機農業へのステップアップや、品目ごとの円滑な有機農業への転換が図られるように、情報提供を行います。
- (5) 有機 JAS 認証を受けようとする農業者に対し、必要に応じた支援、情報提供を行います。

(6) 農業者が有機農業に取り組み易くするために、既に一定の成果を挙げている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間の情報交換や研修、情報の共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件・立地条件に適した技術体系を確立し、情報提供を行います。

### 3 【加工・流通】

(1) 有機農業により生産される農産物の販路を確保するため、情報を収集し提供を行います。

(2) 有機農産物を活用した加工商品の開発及び加工商品向けの有機農産物の品種について、農業者や各構成団体と検討を行い、情報発信等の連携を行います。

### 4 【消費】

(1) 有機 JAS 認証や特別栽培農産物等の検査認証制度、ならびに生物多様性農業に関する認定制度等の認証・認定を受けている市内農業者については、本市の生物多様性農業・有機農業を支える重要な生産者として、消費者への積極的な PR を行います。

(2) 有機農業をはじめとする環境に配慮した農業の環境への負荷の低減及び生物多様性の保全等がもたらす効果について、消費者、流通・販売業者等に対し周知を図ります。

(3) 有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るため、生産者と各関係機関、流通・販売業者等と連携・協力し、消費者に対する PR 等や販売促進を行います。

(4) 小松島市外の有機農産物の PR や就農者を募集するイベントでは、東とくしま農業協同組合や生活協同組合コープ自然派しこく等との協力体制を構築します。計画、出展、実績について、情報共有と次回に向けた検証・改善を重ね、イベント出展への費用対効果が最大となるように努めます。



(5) 市内の小中学校においては、「食農教育」、「地産地消」、「田んぼの生きもの調査を始めとした生物多様性の保全活動」、「市内の学校給食等への有機農産物の活用」について関係機関と連携し、関連づけられたものとして取り組みます。

また、子どもたちを通して、上の世代にも有機農業を考える機会をつくり、市内有機農産物の消費拡大につなげます。

## 第4 取組の推進体制

### 1 実施体制

＜協議会主要会員＞

小松島市、小松島市農業委員会、小松島市教育委員会、東とくしま農業協同組合、NPO 法人とくしま有機農業サポートセンター、生活協同組合連合会コープ自然派事業連合、徳島県、生物多様性に関連する地元企業、生物多様性農業に取り組む農業者

### 2 関係者の役割

- ・ 行政機関（徳島県・小松島市の各部署）  
有機農業実施計画の実施に必要な事務・支援・情報共有
- ・ 東とくしま農業協同組合、生活協同組合連合会コープ自然派事業連合  
農業者への直接的な支援、消費者への有機農産物販売促進
- ・ NPO 法人とくしま有機農業サポートセンター  
水稻を中心とした、市内就農定住希望者への有機農業指導
- ・ 有機農業者
  1. 有機農産物の生産維持及び新たな取組の試行
  2. 有機農業転換者へのサポート

- ・生物多様性に関連する地元企業  
有機資材の安定的供給・新規開発

## 第5 資金計画

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区分	1. 生産 620,160 円	1. 生産 620,160 円	1. 生産 1,000,000 円	1. 生産 1,000,000 円	1. 生産 1,000,000 円
	2. 流通 167,220 円	1. 流通 167,220 円	2. 流通 300,000 円	2. 流通 300,000 円	2. 流通 300,000 円
	3. 消費 1,614,170 円	3. 消費 1,614,170 円	3. 消費 700,000 円	3. 消費 700,000 円	3. 消費 700,000 円

※令和5年度及び令和6年度については、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用する

※（1. 生産）の取組には調達取組を含む

## 第6 本事業以外の関連事業の概要

小松島市就農定住支援事業により、本市にて就農定住を行い、かつ一定の基準を満たした者には、家賃の一定額の補助を行っています。定住就農に関するサポートは、有機農業者数の増加に欠かせないことから、本事業についても引き続き推進します。

## 第7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

徳島県が策定予定の徳島県みどりの食料システム戦略基本計画について、本市が関わる特定区域などの目標について相互に連携・協力を行います。

## 第8 その他

### 【計画の周知】

小松島市ホームページに掲載し、市内外に広く発信します。

## 用語説明

### 有機 JAS

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定したもの。

特に有機農産物にあつては、たい肥等で土づくりを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培。

### 有機 JAS 制度

JAS 法に基づき、「有機 JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 JAS マーク」の使用を認める制度。

（農産物、畜産物及び加工食品は、有機 JAS マークが付されたものでなければ「有機〇〇」「オーガニック〇〇」等と表示できない。）

### 食農教育

食（食育）に加えて、それを支える農（農業）について活動を知り、体験する機会やカリキュラムのこと。

### PGS

地域ごとに、農業者と消費者等が中心となって農場の調査や認証を行う仕組み。本計画においては、消費者もしくは実需者等が、実際に有機農産物の生産現場の調査（環境保全型農業直接支払交付金に係る現地調査）に参加し、農業者と消費者が相互確認を通して関係性を強化していくことを目標とする。